

仕 様 書

島根県

1. 趣 旨

この仕様書は、島根県（以下「委託者」という。）が管理する宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥（脱水汚泥）の収集運搬及び資源化による処分業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

なお本件業務は、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第63条の2に規定する最低制限価格は設定しない。

2. 業務の名称 令和8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託

3. 業務の内容

(1) 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

(2) 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分とは、次のア～エいずれかに該当することとし、併用も可とする。

ア セメント製造工場での処分（焼成）

イ 炭化製品製造工場での処分

ウ 肥料原料化による処分

エ ア～ウ以外で下水汚泥を再生利用していると島根県が認めた処分

4. 委託期間 令和8年2月1日（日）から令和9年3月31日（水）まで

ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は令和8年2月1日（日）から令和9年1月31日（日）までとする。

5. 収集期間における収集運搬及び処分の予定数量

・収集運搬・処分量 3,700トン（一日当たりの搬出数量 約10トン）

ただし、実際の収集運搬・処分の数量は、予定数量から増減する可能性がある。

6. 脱水汚泥収集日及び積込時間帯

【東部浄化センター】

原則として毎日とする。（ただし、日曜日を除く）

積込時間は午前9時から午後5時の間とする。

汚泥の処理状況により、搬出しない日や1日2回搬出することもある。

7. 処理の対象品目

下水汚泥（消化汚泥の脱水汚泥） 含水率は85%以下

※（参考）令和6年度平均含水率 東部浄化センター80.1%

「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和48年環境庁告示第13号）による試験結果は別添のとおりである。

8. 義務と責任

- (1) 受託者は、下水汚泥の処分にあたり、積込作業の開始から処分の完了まで法令に基づき適正に収集運搬及び処分を行う責任を負う。この間に発生した事故等については、その原因が委託者の責めに帰すべき場合を除き、受託者が責任を負わなければならない。
- (2) 下水汚泥の処分にあたっては、セメント原料、炭化製品、肥料原料又は島根県が認めた用途以外に使用してはならない。
- (3) 肥料原料化業務を行う受託者（共同企業体にあつては、代表者）は「肥料の品質の確保等に関する法律」を遵守し、適切に処分しなければならない。
- (4) 受託者の責により第三者に被害等が生じた場合は、受託者の責任において処理しなければならない。

9. 処分先

- (1) 受託者は、汚泥処分の業務に関して法令の基準に適合し、処理能力を有している産業廃棄物処分業の許可を得た施設（セメント製造工場、炭化製品製造工場、肥料原料化施設又は島根県が認めた施設）で行うものとする。
- (2) 受託者が下水汚泥を処分するにあたっては、周辺環境の保全を考慮し適切な臭気対策及び排水対策を講じなければならない。

10. 業務計画書

受託者（共同企業体にあつては、代表者）は、次に掲げる事項を明らかにした業務計画書を契約締結後速やかに提出しなければならない。なお、内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 管理体制
- (2) 受持の事業範囲のそれぞれの担当責任者
- (3) 緊急連絡先及び連絡体制
- (4) 運搬車両の車種、規格、構造等
- (5) 運搬経路及び距離
- (6) 下水汚泥の処分工程
- (7) 緊急事態発生時の代替処分施設
- (8) その他必要な事項

11. 販売実績報告書

炭化製品化業務又は肥料原料化業務を行う受託者（共同企業体にあつては、代表者）は、前月に製品化した数量、前月に販売した数量を明らかにした販売実績報告書を作成し、翌月20日まで

に提出しなければならない。

12. 収集運搬業者及び運搬車両

- (1) 収集運搬は、島根県及び関係する都道府県における産業廃棄物収集運搬業に必要な許可証の交付を受けた者により履行しなければならない。
- (2) 運搬に使用する車両及びコンテナは、汚泥、汚水、臭気等が漏洩・飛散しない構造のものを使用すること。
- (3) 汚泥の積込は、汚泥貯留ホッパーの下部ゲートの開放により、運搬車両等に直接積込む。このため、運搬車両等の最頂部までの高さは、3,350mm以下とする。

13. 計 量

- (1) 計量は処分業務を行う者が設置した重量計で行うこととするが、当該重量計の計量検定試験証明書の写し、または同等の効力を持つ計量検定士による計量証明書を提出しなければならない。
- (2) 収集運搬及び処分の1回毎の計量値は10kg未満を切り捨てる。

14. 収集運搬及び処分量の集計及び精算

- (1) 下水汚泥の処理に際して必要な産業廃棄物管理票は、電子マニフェストを使用する。
- (2) 受託者は、処分が完了した月の収集運搬及び処分量を確定し、それに対する業務完了報告書を委託者に提出し、委託者の検査に合格した場合には、受託代金を請求することができる。なお、収集運搬量及び処分量は電子マニフェストの確定数量とする。

15. 調査

委託者は、処理の状況に関する確認を実地で行う。また、必要があると認めるときは、受託者に対し委託業務の実施状況等の報告を求めることがある。

16. 緊急事態発生時の対応

- (1) 受託者は、設備機器等の重大な事故、故障等により下水汚泥の収集運搬及び処分が不能となった場合、すみやかに委託者に報告しなければならない。また、かかる事態に備えて代替処分施設等によるバックアップが可能となる体制を整えておかなければならない。代替施設への運搬に要する経費が増加する場合は、受託者の負担とする。ただし、風水害、地震等の自然災害による場合は、委託者と受託者の両方で協議して対処する。

また、修理、点検等により、一時的に下水汚泥の収集運搬及び処分を中断する場合には、委託者にその旨を事前に書面により通知しなければならない。

- (2) 受託者は、緊急事態発生時の内容及び対応措置について速やかに書面をもって報告しなければならない。

17. 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、道路

交通法、計量法及び本業務に関係する諸法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

18. その他

- (1) 受託者が下水汚泥を運搬するにあたり、輸送経路周辺住民からの苦情があった場合の対応及びその処理は、受託者の責任において行う。
- (2) 積込の際、車両から落下した汚泥は、直ちに取り除くこととし、付着した汚泥は、洗浄除去する。
- (3) 5の収集運搬・処分量の予定数量を大幅に増減する場合は、委託者は速やかに受託者に通知するものとし、受託者は処理能力の範囲内で搬出数量の変動に対応できる体制を整え、これに対処するものとする。
- (4) 共同企業体の代表者は落札後の業務が円滑に進むよう共同企業体を統括する。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の両方で協議して対処する。
- (6) 4の委託期間内に、収集運搬を行う者にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第1項の許可、処分業務を行う者にあつては廃掃法第14条第6項（焼成（セメント原料化）業務、乾燥・炭化（炭化製品化）業務、肥料再生、堆肥再生（肥料原料化）業務又は下水汚泥を再生利用していると島根県が認めた業務に係るものに限る。）の許可の有効年月日が到達する場合は、遅滞なく更新しなければならない。
更新又は許可証の記載内容に変更があった場合は、許可証の写しを委託者に提出しなければならない。

令和 8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務
委託 提出書類一覧表

様式 No.	様 式 名	作成者	提出先	提 出 期 限
1	指示書	委託者	受注者	必要とするとき
2	協議・承諾書（その 1）	受託者 （業務責任者）	委託者※ （監督員）	必要とするとき
3	協議・承諾書（その 2）	委託者 （監督員）	受託者 （業務責任者）	必要とするとき
4	監督員通知書	委託者	受託者	契約後
5	監督員変更通知書	委託者	受託者	変更のとき
6	業務責任者通知書	受託者	委託者※	契約後遅滞なく
7	〃 変更通知書	受託者	委託者※	変更のとき
8	業務完了報告書	受託者	委託者※	直ちに
	業務計画書	受託者	委託者※	契約後速やかに
	販売実績報告書	受託者	委託者※	翌月 20 日

※「提出先」欄に「委託者」とある提出書類は全て、島根県宍道湖流域下水道事務所へ提出すること。

指 示 書

		監督員

委託業務に関する指示書			
委託業務名		令和 8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務	
指 示 事 項			
	添付図 葉		監督員
上記項目のとおり指示します。		氏名	
令和 年 月 日			
上記指示事項について承諾しました。 令和 年 月 日	受 託 者		
	業務責任者		

業務に関する、協議、承諾書（その 1）

		監督員

業務に関する（協議、承諾）			
委託業務名	令和 8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務	業務責任者	
業務場所	市 町 郡 村	左記業務場所における担当責任者	
（協議・承諾・事項）			
	添付図 葉		
上記事項を下記条件を付して（協議・承諾）する。			
条件			
	令和 年 月 日 監督員 氏 名		

業務に関する、協議、承諾書（その2）

		監督員

業務に関する（協議、承諾）			
委託業務名	令和8年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務	監督員	
業務場所	市 町 郡 村		
（協議・承諾・事項）			
添付図 葉			
上記事項を下記条件を付して（協議・承諾）する。			
条件			
令和 年 月 日			
業務責任者 氏 名			

様式第 4 号

○第 号
令和 年 月 日

受託者 様

委託者 住 所
氏 名

監督員通知書

令和 年 月 日契約を締結した下記委託業務については、次の者に監督員を定めましたので通知します。

委託業務名	令和 8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務		
所属及び氏名		分担内容	

(規格 A4)

○第 号
令和 年 月 日

受託者 様

委託者 住 所
氏 名

監督員変更通知書

令和 年 月 日契約を締結した下記委託業務については、次の者に監督員を変更したの
で通知します。

委託業務名		令和 8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集 運搬及び資源化による処分業務		
旧	所属及び氏名		分担内容	
新	所属及び氏名		分担内容	
旧	所属及び氏名		分担内容	
新	所属及び氏名		分担内容	

業務責任者通知書

令和 年 月 日

委託者

様

受託者 住 所
氏 名

次のとおり業務責任者を定めましたので通知します。

委託業務名	令和 8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務
所属及び氏名	

(規格 A4)

業務責任者変更通知書

令和 年 月 日

委託者

様

受託者 住 所
氏 名

次のとおり業務責任者を変更しましたので通知します。

委託業務名		令和 8 年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務			
業務場所		市 郡	町 村	大字	地内
旧	所属及び氏名				
新	所属及び氏名				

業務完了報告書

令和 年 月 日

委託者

様

受託者 住 所
氏 名

委託業務名 令和８年度穴道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務

(月分)

搬出年月日	処分年月日	処分先	下水汚泥（脱水ケーキ） 処分量（トン）	備考
		合計		

(規格A4)